

【夏合宿 第4問】

ギャンブル癖のあった甲はいくつかの金融会社から借金をしていたが、定職にはついていなかったため返済期日が目前に迫ってもなお返済のめどが立たず、どこかの家から財物を窃取してそれを売ったお金で借金の返済をしようと考えた。それからしばらくして、甲の自宅から数 km 離れた場所にある A 宅は家族が海外旅行中であるため数日の間は誰もいないとの情報を聞きつけた甲は、A 宅に侵入して財物を窃取しようとの決意をした。

平成 27 年 8 月 8 日午前 2 時頃、A 宅に誰もいないことを確認した甲はあらかじめ用意していた合鍵にて玄関から侵入し、A 宅の内部の物色を始めた。そして現金や宝石、ブランド物のバッグなど計 150 万円相当の財物を、用意していたリュックの中に入れて逃走しようとしたが、A 宅から物音がしているのを不審に思い様子を見に来た隣人の B と鉢合わせしてしまい、A 宅の玄関にて B と揉みあいになった。その時甲の友人であり現場の近くに住んでいた乙がたまたま近くを通りがかり、このままでは逮捕されてしまうと思った甲は、「こいつを黙らせてくれ。分け前はやるから。」などと乙にいった。甲が借金をしていたことを知っていた乙は何となくその場の状況を察し、「このまま見過ごすよりも、甲から分け前をもらったほうがいいかな」と思い、甲の逃亡の手助けをすることに決めた。そして乙は甲とともに B に対して殴る蹴るなどの暴行を加えた。乙は以前空手をやっていたこともありかなりがっしりとした体つきをしており、B はその影響もあって「このまま殺されてしまうのではないか」と思うほどの恐怖を感じ、抵抗も声を出すことすらもできなくなってしまった。B がうずくまって動かなくなったのを確認した甲と乙は、今がチャンスだと思いその場から走って逃走した。

B は甲と乙からの暴行が原因で、加療 1 か月の傷害を負った。

甲と乙の罪責を論ぜよ。

参考判例：大阪高裁昭和 62 年 7 月 17 日判決

問題発表日	検察提出締切	弁護提出締切	検察反尋締切	ディベート日
8/9	8/23	8/30	9/3	9/13